

# おこじよ山の会規約

2024年1月総会

第1条(名称) おこじよ山の会と呼び事務所の所在地を会長宅におく。

第2条(目的) この会は人と人、人と山(自然)の出会いとふれあいを大切にし、会員の親睦と心身の向上を図ることを目的とする。

第3条(事業) この会は前条の目的を遂行するため、会員自身の運営により次の事業を行う。

- ①定例ハイキング
- ②定例集会
- ③登山知識の向上を図る講習会
- ④機関紙、ニュースの発行
- ⑤地域団体、他のサークルと交流
- ⑥その他

第4条(会員) (1)資格 定められた入会金、会費を納入し、所定の手続きを行えばだれでも会員になれる。

(2)権利 会員はこの規約による次の権利をもつ。

- ①会員は会のすべての活動に参加出来る。
- ②会員は会計記録、その他資料を閲覧することができる。
- ③会員は役員の選挙権、被選挙権を得る。

(3)義務 会員はこの規約により義務を負う。

- ①会員はこの会を育成し、規約および決議に従う。

(4)退会 会員はこの規約により退会を命じられることがある。

- ①毎年3月を過ぎても理由なく会費を納入しないもの。

②自分の意志による退会は事前に退会届をもって当会に連絡すること。

③退会したものはすでに納入した会費及び一切の会財産の返還分与を請求することはできない。

(5)責任 会員の例会、並びに行事中に起きた事故について、その責任は会員本人のものとする。会としては、会費より適切な保険に加入する。

第5条(会議) (1)総会 総会はこの会の最高の決議機関で毎年1回、原則として1月に会長が招集する。

なお、世話人会で必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。

総会の成立は、会員数の過半数の出席を必要とする。

総会の決定は、総会の出席者の過半数の賛成を必要とする。

(2)世話人会 世話人会は、総会に次ぐ決定機関、執行機関であり、役員により構成され、定例の世話人会を行う。定例の外にも世話人会の過半数の要請で開催でき、総会の決定に基づき会務を執行する。

第6条(構成) (1)役員 この会は次の役員を置くことができる。

会長 1名 副会長 1名 事務局長 1名 会計 1名  
会計監査 1名 世話人 若干名

役員は総会によって選出され、任期は次期総会までとし、再選を妨げない。  
世話人の補充は世話人会で決定し、任期は残り期間とする。

第7条(会計) (1)入会金 入会金は500円とする。

(2)会費 会費は年額3000円とする。但し夫婦、家族で会員となる場合は5000円とする。  
なお、年度途中での新規入会者は月250円(夫婦、家族会員410円)を入会月も含めた残り月数分とする。

(3)参加費 例会参加費は300円(非会員は400円)

(4)経費 この会の経費は①入会金、②会費、③参加費、臨時会費、事業費、その他でまかなる。

(5)会計監査 ①会計監査は総会前に実施する、また必要に応じて実施できる。  
②監査を経た会計内容は機関紙によって公表する。

(6)財務、経費の支出については事業費を除く、一般財源とし、会務の支出にあてる。

第8条(附則) (1)規約の解釈 この規約の疑義についての解釈は世話人会で行う。

(2)規約の改廃 この規約の改廃は総会のみによっておこなう。

(3)規約の効果 この規約は本会の設立日である1981年1月15日より施行する。

1985年1月13日総会にて第4条(5)項追加

1987年1月11日総会にて第7条(2)項改訂

1989年1月16日総会にて第7条(3)項改訂

2001年1月14日総会にて第4条(5項)、第7条(3項)改訂

2003年1月16日総会にて第7条(3項)文面、(6項)を追加

2004年1月25日総会において第1条事務所の変更

2007年1月21日総会において第4条(5項)、第7条(3項)改訂

2012年1月29日総会において第7条(3項)改訂

2014年1月26日総会において第1条事務所変更、第3条、第4条(4項)(5項)、  
第5条(2項)、第6条文面変更、第7条(2項)、(3項)改訂、(5項)文面変更

2019年1月27日総会にて第7条(2)項改訂

2024年1月28日総会にて第1条および第8条(3)項改訂